

あきた地区活性化計画

秋田県

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	あきた地区					計画期間(※2)	平成19年度～平成23年度
都道府県名	秋田県	市町村名	北秋田市・上小阿仁村・能代市・藤里町・八峰町・三種町・五城目町・由利本荘市・大仙市・仙北市・横手市・東成瀬村	地区名(※1)	北秋田・上小阿仁・能代・藤里・八峰・三種・五城目・由利本荘・大仙・仙北・横手・東成瀬	計画期間(※2)	平成19年度～平成23年度

目標 : (※3)

林業生産性の向上を図り、継続的で安定的な林業経営と県産材の利用促進により、林業従事者の安定的な雇用場を増やし、当該地域への定住化を図ることによる地域活性化を目標とする。具体的な数値目標として、過去5年間のスギ素材生産量に対し、5.58%増加を目指し、現在の林業従事者(1,000人程度)の維持を図る。また、地域材を利用した住宅建築の普及・啓発を兼ねた木造のコミュニティ施設を、北秋田市坊山地区・川井地区、上小阿仁村長信田地区で整備し、地域の木材利用の推進を図るとともに、交流人口7,888人の増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本県は、日本海沿岸にあり面積は11,612km²、全国第6位の広さである。岩手県との県境を奥羽山脈が南北に縦走し、奥羽山脈と南北に延びる出羽山地との間には、県北では鷹巣、大館、花輪、県南では横手盆地が形成され、その盆地の中を米代川、雄物川、子吉川の三大河が貫流しており、これらの河川に沿って肥沃な耕地が展開している。

本県の森林面積は、821,000haで県土の71%を占めている。このうち民有林におけるスギ人工林は237,000haに達し、民有林の1ha当たりの蓄積は213m³になるなど成熟度を高めてきており、「国産材時代をリードする木材供給基地」としての資源的基盤が着々と整備されてきている。

現状と課題

本県における秋田スギについては、全国的にも有名であり、スギ人工林面積・蓄積及び素材生産量は全国トップクラスで推移しているが、外国産材の増大や木材価格の低迷による林業収入の悪化、林業従事者の高齢化や後継者不足により地域活性力が低下している。

今後、いかにして林業生産性の向上を図り、継続的で安定的な林業経営を行い、地域の活性化を図っていくかが課題となる。

今後の展開方向等(※4)

木材価格の低迷や林業収入の悪化、後継者不足が進む中、成熟度を高めてきている秋田スギというブランド品を持つ本県としては、この地域産物を有効活用した地域活性化を目指すことにする。

具体的には、林業生産性の向上を図るため、作業道等路網の整備を実施し、林内路網密度を上げ、高性能林業機械の導入するなど効率的な林業生産システムの構築を行う。また、県産材の利用促進を図るため、少子高齢化対策、青少年健全育成活動、地域コミュニケーション活動、交流会等の地域の拠点施設に木材を利用するとともに、それらを通じて利用促進のための普及啓発活動を推進する。

なお、活性化計画終了年度の翌年度には、スギ素材生産量の5.58%増加と林業従事者の維持及び北秋田市坊山地区・川井地区、上小阿仁村長信田地区での交流人口7,888人増加という目標達成状況を検証する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北秋田市	北秋田	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
		地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械設備)	北秋田市	有	二	
上小阿仁村	上小阿仁	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械設備)	上小阿仁村	有	二	
能代市	能代	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
藤里町	藤里	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
八峰町	八峰	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
三種町	三種	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
五城目町	五城目	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
由利本荘市	由利本荘	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
大仙市	大仙	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
仙北市	仙北	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
横手市	横手	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	
東成瀬村	東成瀬	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	秋田県	有	二	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当無し

3 活活性化計画の区域(※1)

あきた地区(北秋田市ほか)	区域面積 (※2)	686, 131 ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積686,131ha(DID地区を除く)のうち、農林地面積は570,902haとなり、農林地率は83%を占める。 またその内、地域住民活動支援促進施設については、総面積1,838haで農林地面積は1,812haとなり、農林地率は98. 6%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 林業従事者の減少(H14→H18で22%減)、林業従事者の高齢化傾向からみて、活性化のため定住等の促進及び維持を図る地域として必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者 氏名	土地所有者 住所	権利の種類(※1)	土地所有者 氏名	土地所有者 住所	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

毎年行われている、農林水産省発行の木材需給報告書を基に、当該区域のスギ素材生産量目標数値を確認することとし、林業従事者の目標数値については、県で毎年行っている林業事業体調査により確認を行うものとする。交流人口については、事業主体である市町村が区域内の交流人口の統計を取り、目標の達成について確認を行うものとする。

また、秋田県知事が行う政策等の評価に関する実施計画における事業評価(中間・事後)を実施する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
秋田県	平成19年～平成23年

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
秋田県農林水産部森林整備課	018-860-1945	018-860-3899	satou-masaki@pref.akita.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・共同計画の場合に行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
地域産物の販売量の増加	5.58%	地域産物であるスギ素材生産量の増加(%) =(スギ素材生産量の目標額÷スギ素材生産量の現状)×100-100 =1,085,754m ³ (目標(H19～H23))÷1,028,352m ³ (現状(H13～H17))×100-100=5.58%	
事業活用活性化計画目標の設定根拠			
<p>作業道を開設することにより、林内路網密度が高まり、機械化による林業生産性の向上、施業の団地化など効率的な生産体制の整備が図られ、地域産物であるスギ素材生産量の増加が見込まれる。</p> <p>秋田県民有林におけるスギ素材生産量(H13～H17)は、1,648千m³であり、これを該当区域面積当たりに換算すると1,028千m³となる。秋田県における民有林スギ素材生産量は年々減少傾向にあり、現状のままでは今後著しく増加することはないとと思われる。</p> <p>しかし、本交付金により新たに作業道を18路線を開設することにより、効率的な生産体制が確保され、今まで到達困難であった森林での素材生産が可能となることから、今後5カ年間で57,402m³の増加が見込まれる。</p> <p>よって、目標に掲げるスギ素材生産量は、当該区域における現状のスギ素材生産量に加え、作業道開設により増加が見込まれるスギ素材生産量とする。</p>			
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
交流人口の増加	657.33%	計画区域における高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設整備に伴う 交流人口の増加 (7940人+1148人)÷(1050人+150人)×100-100	
事業活用活性化計画目標の設定根拠			
<p>地域及び世代間の交流が希薄になりがちな昨今、地域の交流・世代間の交流及び健康増進の場として本施設を利用し交流人口の増加を図る。また、この地域を流れる米代川流域は全国一のスギの産地であり、その秋田スギを構造材・内外装材として、ふんだんに使用することにより、木材の温かさや、優しさをPRすることにより、地域材の需要を図る。</p> <p>市と村算出による集落の交流人口により算出した。</p>			

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
50.リサイクル施設	北秋田	作業道を開設することにより、林内路網密度が高まり、機械による林業生産性の向上・林業の集約化などを効率的な生産体制の確立など多角的な生産体制の整備が図られ、地域産物であるスギ材生産量の増加が見込まれる。	南部傍地区 L=2518m W=4.0m 淀田地区 L=200m W=4.0m 小屋地区 L=2207m W=4.0m	H19年～H20年	秋田県	51,600	25,800	1/2	25,800	北秋田市は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	能代		荷上堆積構内地区 L=2515m W=4.0m	H19年～H20年	秋田県	27,800	13,800	1/2	13,800	能代市は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	藤里		奥一ノ又地区 L=4500m W=4.0m	H19年～H21年	秋田県	45,000	22,500	1/2	22,500	藤里町は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	八峰		泊沢地区 L=780m W=4.0m	H19年	秋田県	7,800	3,900	1/2	3,900	八峰町は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	三種		赤川地区 L=2436m W=4.0m	H19年～H20年	秋田県	23,100	11,550	1/2	11,550	三種町は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	五城目		高津内中津又地区 L=5000m W=4.0m	H19年～H22年	秋田県	49,800	24,900	1/2	24,900	五城目町は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	由利本荘		中大平地区 L=2508m W=4.0m 鎌倉地区 L=2714m W=4.0m 川西地区 L=4339m W=4.0m 寺山地区 L=2500m W=4.0m	H19年～H22年	秋田県	109,500	54,750	1/2	54,750	由利本荘市は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	大仙		立石地区 L=2200m W=4.0m スカリ地区 L=100m W=4.0m 伝上坊地区 L=3000m W=4.0m	H19年～H22年	秋田県	58,716	29,358	1/2	29,358	大仙市は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	仙北		坂本地区 L=4167m W=4.0m	H19年～H20年	秋田県	43,200	21,600	1/2	21,600	仙北市は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	横手		平野沢地区 L=8000m W=4.0m	H19年～H22年	秋田県	89,598	44,799	1/2	44,799	横手市は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
	東成瀬		大柳地区 L=11049m W=4.0m	H19年～H22年	秋田県	109,398	54,699	1/2	54,699	東成瀬村は、目標として掲げる地域産物の生産量の増加を図るために、作業道を開設し林内路網密度を高め、森林の伐採等作業効率化を図ることにより、地域産物であるスギの素材生産量の増加を図ることにより、林業従事者への安定的な雇用の場を増やし、林業従事者の維持を図る。
52.高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	坊山、川井(北秋田市)	地域及び世代を超えた交流の場として、地域の中心的施設として機能する施設を整備することで、秋田スギの特徴を活かした施設として地域材の需要拡大を図る。	2棟 木造平屋建 487.77m ²	H19	北秋田市	94,300	47,150	50%	47,150	地域及び世代間の交流が希薄になりがちな昨今、地域の交流・世代間の交流及び健康増進の場として本施設を利用し、交流人口の増加を図る。またこの地域を流れる米代川流域は、全国一のスギの産地であり、その秋田スギを構造材・内外装材として、ふんだんに使用することにより、木材の温かさ、優しさをPRすることにより、地域材の需要を図る。
52.高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	長沼田(上小阿仁村)	地域交流の中核としての施設として、地域以外の方々とともに世代を超えて交流ができる施設とするとともに、秋田スギの特徴を活かした施設として、またスギ材をふんだんに使用して、木をアピールし、地域材の需要拡大を図る。	1棟 木造平屋建 152.34m ²	H19	上小阿仁村	38,000	19,000	50%	19,000	いつも、誰でも活動できる施設として、少子高齢対策、青少年健全育成活動、地域のコミュニティ活動、交流会館等の地域の営業施設として利用する。 当該施設は、構造材として地域のスギ材を利用した集成材をするほか、スギ間伐材のフロア...を使用し、内装材にもスギ材をふんだんに使用し、木材の温かさや環境に優しい資材として、木造を全面的にアピールし、地域材の需要拡大を図る。
合計						747,612	373,806		373,806	

III 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出	
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名		事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出	
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名		事業内容と優先枠指標との関連性	

[記入要領]

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45について要件別別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
- ・優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
(輸出促進緊急条件整備事業優先枠)
輸出量の増加率(%) = 優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(I)(目標) ÷ 現在の年間輸出量(I) × 100 - 100
(農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)
交流人口の増加数 = 優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数
定住人口の増加数 = 優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数
- ・優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。
なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。
- ・事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	秋田県		
計画期間 実施期間	H19～H23 H19～H22	総事業費(交付金)	743,672千円(371,836千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	地域産物の販売量の増加及び地域間交流の促進
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	市町村森林整備計画等その他計画と連携予定
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	市町村が地域住民と話し合い事業要望となった。
事業の推進体制は確立されているか	○	県または市町村が実施主体となり、事業を推進して行う。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	作業道開設による林業生産性の向上、施業の団地化などの効率的な生産体制の整備による目標達成及び地域材を利用した木造のコミュニティ施設による交流人口の増加
計画期間・実施期間は適切か	○	活性化計画 5カ年 事業活用活性化計画 4カ年
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	範囲内

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	リサイクル施設は県実施であり、高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は市町村が実施主体であるが、県としてもその建設予定地は確認済み
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数の別表で確認済み
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	県、市町村とともに計画に沿って効果を実現する

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け)企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	<input type="radio"/>	別添資料
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	<input type="radio"/>	費用対効果 1.30～9.20
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	<input type="radio"/>	要綱、要領で確認済み
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	<input type="radio"/>	交付は県と市町村
施設等の利活用の見通し等は適正か	<input type="radio"/>	適正である
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	<input type="radio"/>	地域の利用と交流の利用と別に計画数値を上げている。
近隣市町村の類似施設等の貯蔵状況と利用状況等を踏まえているか	<input type="radio"/>	近隣に類似施設との利用の重複はない
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	<input type="radio"/>	実施主体が地域住民と協議して利用計画を作成している
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	<input type="radio"/>	設置箇所の環境から様々な利用を検討した
事業費積算等は適正か	<input type="radio"/>	適正に積算している
過大な積算していないか	<input type="radio"/>	適正に積算している
建設・整備コストの低減に努めているか	<input type="radio"/>	低コストな工法を採用する
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	<input type="radio"/>	適正である
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	<input type="radio"/>	市町村が責任を持って確保済み
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	<input type="radio"/>	県の負担と市町村の負担があるが、共に資金調達と償還に問題は無い
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	<input type="radio"/>	市町村が維持管理を行う
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	<input type="radio"/>	市町村が維持管理を行う
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。